

第七條 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
 第五十八條第一項第十八号中「一の」を、「同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者(それぞれ一の)」に改める。
第八條 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)の一部を次のように改正する。
 第二十九條第一項中「不動産特定共同事業者(一)を」特定不動産特定共同事業者等(二)に「第二條第七項」を「第二條第九項」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め、同条第六項及び第七項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め、同条第八項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め「許可」の下に「又は同法第四十一條第一項に規定する都道府県知事の登録」を加える。

附則

(施行期日)
 1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

(都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)
 2 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十九年政令第百五十六号)の一部を次のように改正する。
 第十六條のうち不動産特定共同事業法施行令第六條第一号の改正規定中「第六條第一号」を「第七條第一号」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 野田 聖子
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 国土交通大臣 石井 啓一

平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十二号

電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第七條第九項の規定に基づき、この政令を制定する。
 電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法施行令(平成二十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。
 第四條を第五條とし、第三條を第四條とし、第二條を第三條とする。
 第一條第一項中「電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法(以下「法」という。))」を「法」に改め、同條を第二條とし、同條の前に次の一條を加える。

(入札への参加に係る手数料の額)

第一條 電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法(以下「法」という。))第七條第九項の政令で定める手数料の額は、法第六條の規定により提出する一の再生可能エネルギー発電事業計画につき十二万七千円とする。

附則

(施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行する。

(電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正)
 2 電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第三百十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第三條第二項中「電氣事業者による再生可能エネルギー電氣の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十九年政令第十一号)第一條の規定による改正後の」を削り、「第三條第三項第三号」を「第四條第三項第三号」に改める。

経済産業大臣 世耕 弘成
 内閣総理大臣 安倍 晋三

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
 平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十三号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)附則第十一條第三項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法附則第九條第三項及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)附則第四十九條の規定に基づき、この政令を制定する。

(介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第一條 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條を次のように改める。

第五條 平成二十九年年度の法附則第十一條第三項に規定する政令で定める額は、四万二千二百二十円とする。

附則第七條を削り、附則第八條を附則第七條とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

第二條 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

(平成二十九年度の概算負担調整基準額)

第三條 平成二十九年年度の法附則第九條第三項に規定する政令で定める額は、四万二千二百二十円とする。
 附則第五條を削り、附則第六條を附則第五條とする。